

（２）市の事業の企画・運営・実施状況（仕様書内）

項目		具体的な取組み	目標	令和4年度の実施状況	令和4年度 の評価 (20段階)	令和5年度の実施状況	令和5年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和5年度 の評価 (20段階)
1 児童発達支援事業について								
①	グループ療育の実施	月～金曜日の午前中に、グループ（1グループあたり4人～7人）を実施	子どもの発達状態に合わせてグループをつくり、ひとりひとりの子どもの状態を把握しながら、生活の基本、言語性、動作性、社会性の発達を促し、集団適応能力を高める指導を行う	・198日実施 ・延べ児童数669人 ・午前中に、親子グループ療育（1グループあたり6人）を実施。 未満児5グループ（週2回）	18	・192日実施 ・延べ児童数637人 ・午前中に、親子グループ療育（1グループあたり6人）を実施。 未満児5グループ（週2回）	令和5年度は、統合の準備のため3月の開所日数が少なかったこと、また未満児の契約者が少なかったことから、親子グループの実施日数および延べ利用人数が減少した。未満児親子グループ療育については利用者のニーズや利用状況、を検証しながら随時プログラムや活動内容を見直し、よりよいサービスの提供に努めた。また、コロナ終息後も、施設の特性や親子グループ療育に通園するお子さんの年齢を考慮し、職員や利用者の健康管理や任意でのマスク着用を呼びかけ、手指の消毒等にも留意するなど引き続き感染症対策について配慮した。未満児の親子グループ療育は、早期から待機なく子どもの受け入れができるように毎年プログラムを工夫している。グループは発達や年齢・発達上の躰きを考慮しながら編成し、半年ごとに見直しを行い、必要に応じてメンバー構成や人数調整することで、子どもの発達や特性に応じてより良い療育が提供できるように努めており、令和5年度も保護者と相談しながらグループ編成を適宜見直した。また、子どもの自立に向けた基礎的な力を育てるとともに、親子での活動を通して、愛着関係を育みながら、子どもの困り感や気になることを療育の場面で保護者と共有し、その手立てを職員と一緒に考えていくことを目的に取り組んでいる。親子療育は、保護者にとって子どもの要求にじっくり向き合い、その子なりのできることの発見やコミュニケーションの手がかりを見つける場、子どもへの関わり方を知る場、同じ悩みを持った親同士の交流の場となっており、発達支援の場であるとともに保護者支援としても重要な場となっている。また、就園に向けて子どもが必要な力をつけたり、保護者が情報収集したりする場としての役割も担っている。	18
②	個別療育の実施	月～金において、職員と通園児による1対1の個別指導療育を実施	指導員とマンツーマンで子どもの現在の課題に応じ、遊びや諸活動を通して生活経験を豊かにし、子どもの全体的な発達を促進する指導を行う	・200日実施 ・延べ児童数 1,402人 ・週1回の個別指導	18	・198日実施 ・延べ児童数 1,475人 ・週1回の個別指導	令和5年度は統合準備のため3月の開所日数が少なかったが、個別療育や小集団療育の契約者の増加に伴い、延べ利用人数が増加した。コロナ終息後も利用者に安心して通園していただくために感染症対策について配慮した。個別療育は原則として担当職員と利用児の1対1の個別的な支援となる。アセスメントを行い、ニーズを踏まえて、個別支援計画を作成し、目標と見通しを持って療育を実施している。子どもの課題に応じた遊びや活動を通して発達を促す支援の提供に努め、支援の中で発見した子どもの力等の必要な情報を保護者と共有し、子どものこと、家族のこと、就学のこと等の相談に応じ、保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築けるよう努力している。令和3年度より、親子個別療育という新しい療育形態を取り入れており、令和5年度も活動内容や方法を検証し、内容を工夫しながら継続して実施した。親子個別療育では、個別療育の中で意図的に親子の触れ合い遊びを取り入れ、保護者と療育の場面を共有できるようにすることで親子の愛着形成や保護者のわが子理解が進むように工夫しているが、段階的に担当と1対1の個別療育に移行できるように見通しを持って行った。また、複数組の親子で一緒に活動することで、自然に保護者間の交流が進むように配慮した。発達支援センター統合に向け、ひまわりでは令和4年度から年少児の小集団療育を開始し、令和5年度は加えて年中児の小集団療育を開始した。グループ活動の司会進行をする職員に注目して活動を行うこと、友達と一緒に遊びの経験を広げること、大人を支えに友達とのやり取りの力をつけることなどを目的に、通園児3～4名に対して指導員2～3名で活動を行った。令和5年度は5グループ30名弱のお子さんが小集団療育の対象となり、小集団療育で力をつけたお子さんが集団の中で力を発揮できるようなケースも増えてきた。ひまわりでは、近年、年少以上になってから療育に繋がるケースが増加傾向にあるが、地域の保育園や幼稚園で子どもが力を発揮していけるように、園との連携を大切にしている。	18
③	保育所等訪問支援事業の実施	半年を1クールとして実施（4月～9月・10月～3月） 一人につき1～2回程度	集団生活に適応できるよう、身体及び精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う	・92日実施 ・延べ児童数92人 （一人につき月1～2回実施） 前期：7人（7園） 後期：7人（7園）	19	・73日実施 ・延べ児童数73人 （一人につき月1～2回実施） 前期：7人（5園） 後期：5人（5園）	後期の訪問支援の期間や実施できる人数が限定されたため、実施日数や延べ児童数が減少した。訪問支援事業は、ひまわり利用児童を対象に、集団生活の場である保育園や幼稚園で通園児や保護者が安心して生活を送り、通園児や関わる子どもたちが地域で育ちあっていく事を目的として実施している。私立園への訪問支援事業も継続して行い、事業の拡大と充実に向けて取り組んでいる。コロナ終息後も、園に訪問する際に、園の状況を確認し、職員の健康管理と感染症防止対策を行いながら事業を進めた。訪問支援事業では対象児一人一人に個別の支援計画を作成し、集団生活の場で通園児に直接働きかける直接支援と、環境調整や周囲の関わり・支援方法について園の職員と一緒に考え助言する間接支援を行い、訪問の都度、報告書を作成している。園と保護者に同じ報告書を渡すことで、職員と園の職員・保護者が通園児の様子や支援方法を共通理解できるようにしている。 1年間の事業が円滑に進むように、年度初めには園長会において事業の内容や変更点・留意点を周知した。また、発達支援センターの統合に向けて、子ども支援課と訪問支援事業の方向性についての検討会議を行った。会議での検討内容や変更点についても園長会に諮り、統合後もよりよい事業が展開できるように準備を進めた。 訪問支援事業の対象児については、幼稚園や保育園の先生と子どもの姿を確認し合い、保護者の同意のもとで決定しているが、保護者に対する事業の周知やニーズの吸い上げ等の課題も感じており、子ども支援課とも相談・連携・調整しながら方向性を検討した。	19
④	児童発達支援計画・個別支援プログラムの作成（療育内容の検討）	年に2回（4月、10月）、個別支援計画書を作成し、利用者に確認をする	子ども1人ひとりにあわせた計画の作成、検討を行う	・個別記録（面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート）の作成 ・個別支援計画書の作成（年2回） ・ケース会議の実施（適宜）	19	・個別記録（面接記録、療育記録、発達検査記録、アンケート）の作成 ・個別支援計画書の作成（年2回） ・ケース会議の実施（適宜）	支援を行う上では個別支援計画が重要なものだ捉えており、保護者のニーズ（子どもに願う姿や、療育でつけて欲しい力）の聞き取りや通園児のアセスメントをもとに全通園児に対し個別支援計画を作成している。個別支援計画は遅滞なく作成し、保護者の同意を得ながら支援を進めている。作成の際には、児童発達支援管理責任者が全通園児について担当職員と支援会議を行い、ライフステージに合わせた子どもの成長を見通して、1年後に目標とする姿や半年後に目標とする姿を明確化し、具体的な支援の内容を決定している。令和4年度から、発達を踏まえたうえの支援の必要性やその方法を明確にするため、なかよしとひまわりの児童発達支援管理責任者が中心となってアセスメント方法や様式の見直しを行っており、令和5年度から支援計画作成時期を誕生月を基準として半年ごとに変更し、生活年齢を意識して発達を捉えられるようにした。また、保護者が理解しやすいよう様式も変更した。変更点については、職員勉強会やケース会議で検討し、半年ごとに検証してさらなる改善を図っている。 個別支援計画は、作成の根拠となる現在のこどもの姿をKIDS（乳幼児発達スケール）を活用して保護者と共有し、支援の方向性を説明している。また、できることから取り組めるように、保護者にもわかりやすい言葉で伝えている。療育での活動内容や具体的な支援方法については、定期的にケース会議やミーティングで情報共有することにより、常に支援方法の見直しを行い、職員間で子どもへの共通認識を図りながら、より適切な支援が提供できるように支援の資質の向上に努めている。	19

⑤	作業療法士による療育支援	さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う	作業療法士の配置日数 週5日以上	・191日実施 ・さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う ・通園児の必要性に応じて、個別的またはグループ療育内で対応 ・延べ個別支援児童数460人（個別指導対象児のみ）	19	・196日実施 ・さまざまな用具を使い、子どもの主体的な遊びのなかで、日常生活動作訓練や運動機能のリハビリ等を行う ・通園児の必要性に応じて、個別的またはグループ療育内で対応 ・延べ個別支援児童数477人（個別指導対象児のみ）	<u>作業療法の実施日数及び指導人数はともに増加した。</u> 年少以上児の個別的な支援については、特別支援計画を作成し、職員と保護者が子どもの姿と目標、支援内容を共通理解して支援を実施した。特に運動面の課題が大きな通園児には、様々な評価方法を用いて課題を明確化し、身体を作っていく上で取り組んでいくと良い遊びの内容を、個別指導の担当職員と情報共有して連携を取る事で、より効果的な支援が行えるように努めている。保護者にも日常生活の中で取り組みそうなことを具体的に助言している。未満児については月に1～2回程度、親子グループ療育に作業療法士が入り、運動遊びの設定についてアドバイスすることで、グループでの活動内容が工夫できるよう連携をとっている。また、身体作りや感覚の受け止め方についての保護者勉強会を療育の積み重ねに応じて複数回実施し、保護者への情報提供や相談の機会を設けている。（グループ療育の中での対応児は指導対象人数に含めていない）。できるだけ多くの通園児に作業療法士の機会が確保できるように努め、保護者が通園しやすいように午前中の指導開始時刻を変更するなどの調整を行った。	19
⑥	ことばの指導	指導員による指導	コミュニケーション能力、理解力、表現力等の向上をめざし、指導を行う	・186日実施 ・子どもとの関わりのなかで、言語の発達や発音等の評価と支援、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を含めたコミュニケーション能力向上のための支援を行う ・延べ個別支援児童数461人（個別指導対象児のみ）	19	・196日実施 ・子どもとの関わりのなかで、言語の発達や発音等の評価と支援、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を含めたコミュニケーション能力向上のための支援を行う ・延べ個別支援児童数461人（個別指導対象児のみ）	<u>実施日数は増加し、指導人数は前年度並みを維持できた。</u> ことばの育ちの面から必要に応じて検査を行い、子どもを捉え、コミュニケーション力や理解力、表現力の向上を目指した支援を実施した。年少以上児の個別的な支援は、特別支援計画をもとに職員と保護者が子どもの姿を共通理解しながら支援している。未満児については月に1～2回程、グループ療育の中で個に応じた対応の仕方を指導員とともに検討したり、グループ療育を受けている保護者を対象に、療育の積み重ねに応じてことばの育ちに対する勉強会を複数回実施する等の対応をしている。（グループ療育の中での対応児は指導対象人数に含めていない）できるだけ多くの通園児に言語療法の機会が確保できるように努め、保護者が通園しやすいように午前中の指導開始時刻を変更するなどの調整を行った。また、近隣の医療機関で言語療法を受けている利用児に対しては、保護者を通して指導の内容を情報交換し、療育指導の中で取り組む事を確認するよう努めた。また、卒園や療育終了後に民間事業所で言語療法を継続する場合には、お子さんの様子や支援方針が引き継がれるように、保護者の承諾を得て情報提供するなどの連携を行った。	19
⑦	摂食指導の実施 ＜※「仕様書」の内容により、「自主事業」で評価する。＞							
⑧	指導員と利用者等との個別懇談の実施	年に2回、個別支援計画の提示をしながら、今後の支援について保護者と話をする	子育て不安の軽減や子育て環境を整えるため、保護者が抱える悩み、児童の状況把握を行い、心理的な側面からの支援や具体的なアドバイスを提供する	・グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施	18	・グループ懇談2回、職員との個別懇談2回実施	日々の療育や定期的な懇談により、職員との信頼関係を築き、より丁寧な支援に繋げるよう努めた。コロナ終息後に実施したグループ懇談会の際には、懇談の際に親子で活動する事の意味や目的を丁寧に説明し、保護者の疑問や心配なことに応え、安心して療育に通えるように努めるとともに、保護者同士が気軽におしゃべりして交流できるような時間となるように配慮した。 個別療育では、毎回療育後にフィードバックの時間を設けている他、支援計画作成時に家庭での様子や園の様子、保護者の困り感やニーズを聞き取り、不安に感じていることや困っていることに個別に対応し、担当職員とコミュニケーションを図りながら支援した。また、保護者アンケートを行うことで療育内容や事業運営への要望等を把握し、必要に応じて管理者との懇談を設けた。事業運営に関する要望・意見やその回答は、掲示により保護者にも情報公開している。	18
⑨	保護者への療育支援	新しい園児の家へ年度当初に家庭訪問を実施し、子どもの状況を把握する 個別療育終了時にフィードバックを含む保護者支援の時間を設ける 必要に応じて訪問支援を行う	日々の療育の中で、保護者の話に耳を傾ける 特に定めていないが、計画的な訪問支援（家庭、保育園、幼稚園、保健センター）を実施する	・家庭訪問→中止 ・保育園、幼稚園訪問（5～7月） ・家族参加月間（8～9月）	17	・保育園、幼稚園訪問（5～7月） ・家族参加月間（7～9月）	<u>園訪問については、子ども支援課や園と相談の上、感染症対策に配慮しながら年少以上全通園児に対して実施し、通園児の集団での姿の確認と支援について交流した。</u> また、要望があれば園の先生方の療育見学の受け入れを行い、情報共有と支援方法の共通理解を図った。 通園児の様子把握や保護者の不安の軽減のために、連絡ノートや個別療育終了後のフィードバックの時間を活用し、子どもの姿や課題を保護者と共通認識するようにより一層努めた。状況によって十分に話ができない時には電話での対応も行った。コロナ禍の影響もあり、保護者同士のつながりが希薄になったり、保護者が向ういて悩みや不安を相談できる場所が少なくなったりしていることから、療育の際に職員とコミュニケーションをとることで、子どものことだけではなく保護者の様々な困り感に対応することができた。できるだけ保護者の思いに寄り添いながら話を丁寧に聞くようにしている。 途中入園のお子さんが多い状況であったため、家族参加月間を前年度よりも長い期間で設け、普段療育に参加できない家族も夏休み等を利用して療育に参加できるような機会を作り、家族で通園児の発達状況や支援について共有できるように配慮した。	18
⑩	保護者を対象とした研修会の実施	保護者が療育や障害に関してより理解を深めるために、研修会を実施する	年2回以上実施する	・6/28就学について講話（先輩保護者3名） ・9/7就園学習会（子ども支援課・先輩保護者） ・9/22見通しを持った子育ての為に（臨床心理士：水野香代氏） ・12/18発達に躓きのある子どもの理解と支援（大湫病院 関正樹氏） ・2/1就学についての学習会（小学校特別支援加配教頭）	18	・6/27就学について講話（先輩保護者3名） ・9/7就園学習会（子ども支援課・先輩保護者） ・9/28見通しを持った子育ての為に（臨床心理士：水野香代氏） ・12/17発達に躓きのある子どもの理解と支援（大湫病院 関正樹氏） ・1/23就学についての学習会（小学校特別支援加配教頭）	保護者のニーズが高い研修会・勉強会は感染症対策を講じつつ、 <u>コロナ禍以前と同様の回数・内容で実施できた。</u> 就園や就学など、通園児の節目に際しての保護者の不安は大きく、先輩保護者の話や園や学校の先生から直接話を聞く機会が具体的な見通しを持つきっかけとなり、貴重で充実した会となった。また、コロナ禍以降保護者の子育てに関する負担や不安が大きくなっている一方で、相談できる機会は少なくなったことから、臨床心理士を講師に招いての子育ての勉強会は、他の保護者と交流する機会ともなり、参加した保護者の方から好評であった。例年行っている児童精神科医による講演会も、令和5年度はお子さんの託児を再開し、多くの保護者が参加できるように計画・実施した。 今後も、子育てや教育支援、発達障害への理解、就園・就学に向けての心構えなど、子どもの発達や保護者のニーズに合わせた幅広い知識や情報の提供ができるように内容や講師を検討しながら実施していきたい。 勉強会の講師は、医療機関職員等の専門職だけでなく、身近な地域の専門家の力を活用することで、保護者の学びの場になるだけでなく、困ったときにどこへ相談に行けばよいのかを知る機会となっている。また、事前の打ち合わせを詳細に行い、他機関と連携を図りつながりを深める事にもなっている。	18

2 相談・検診・育成支援について								
①	要観察児の事後支援事業への参加	保健センター事業であるワンパク教室への参加	ワンパク教室１（月１回）への参加支援	・ワンパク教室（１） 月１回参加	18	・ワンパク教室（１） 月１回参加	ワンパク教室（フォローアップ教室）では、活動内容や設定について一緒に考えたり、職員として参加する事の意味や役割について保健センターとカンファレンスを重ねる等、各機関と連携して保護者支援に努めた。 <u>反省会では、次年度に繋がるように積極的に意見を交換した。</u> また、子育て支援・発達支援の両視点から参加親子に関わることで、療育などの個別支援の必要性についての見極めにもなっている。職員が参加することで、療育に通う前から通園児や保護者、職員との面識を持つことができ、特に療育に通う事に不安が強い保護者に対しては、通園に対する様々な不安を軽減できるケースが多数あった。	18
②	発達検査の実施	検査器具を使用して、子どもの発達状況を把握すること	1人年1回以上実施する	・検査器具を使用して、必要に応じて子どもの発達状況を把握した ・職員によるKIDSの実施 ・作業療法士によるJMAP検査、フロスティグ視知覚機能検査の実施 ・言語聴覚士によるＳ－Ｓ法言語発達遅滞検査の実施	18	・検査器具を使用して、必要に応じて子どもの発達状況を把握した ・職員によるKIDSの実施 ・作業療法士によるJMAP検査、フロスティグ視知覚機能検査の実施 ・言語聴覚士によるＳ－Ｓ法言語発達遅滞検査の実施	通園児をアセスメントする際には面談や療育での姿を把握する他、半年ごとにKIDS（乳幼児発達スケール）を使用して通園児の発達について確認した。 <u>作業療法士による感覚統合の検査（JMAP）、フロスティグ視知覚機能検査を行い、子どもの感覚の発達や目と手の協調性等、運動発達の状況を把握できた。</u> また、言語聴覚士による検査（Ｓ－Ｓ法）により、ことばの理解や表出、構音についての発達や課題を把握できた。 <u>検査結果や作業療法士・言語聴覚士の所見を個別支援計画作成に用い、子どもの姿を多面的に捉えながら発達支援を実施。</u> 検査の結果を保護者に伝えることで、子どものことを一緒に考える材料として役立て、療育終了児に対しても、医療機関受診判断の時期等、先の見通しを伝える事につながっている。	18
③	育児相談・発達相談	通園児以外の親子に対しての面接相談及び見学の受け入れ 保健センターの乳幼児健診での発達及び療育相談	面接、相談を受けた親子に対してのフォローを行う	・年間延べ32件実施 WGで療育を勧奨された子どもへの対応としての面接、相談 ・施設見学対応（10件） ・電話相談（2件） こそだていろは帳を見て電話をくださる方等への対応 ・卒園児に対する相談（2件） 卒園後1年間をめぐに面談及び電話による相談受付	19	・年間延べ40件実施 WGで療育を勧奨された子どもへの対応としての面接、相談 ・施設見学対応（3件） ・電話相談（3件） こそだていろは帳を見て電話をくださる方等への対応 ・卒園児に対する相談（2件） 卒園後1年間をめぐに面談及び電話による相談受付	基本的には療育や入園に関する面接・相談を実施した。市の発達支援委員会で療育を勧奨され、発達支援センターへの通園を希望される方に面談を行い、支援が必要な子どもに対してより適切な療育機関を案内できるように努めた。 <u>小集団療育を開始したことで、年少以上児の受け入れ枠が増えたため、相談件数も増加した。</u> また、適切な支援の提供ができるように、なかよし・ひまわりの両職員で面談するケースも増えている。保護者は不安の中で来所されるので、通園に繋がるように聞き取りを重視し、不安な気持ちを受け止めながら、困り感やニーズを把握し、通園について丁寧に説明するように心がけた。通園施設について迷っているケースについても事前見学を受け入れて対応し、支援の内容について説明したうえで、保護者が安心して通園先を決定できるように努めた。 こそだていろは帳等を見て子どもの成長・発達について問い合わせがあった場合は、相談対応し、必要に応じて支援機関に繋いだ。 保護者の不安を軽減し、次の支援の場でも力が発揮できるように、令和3年度より、ひまわりでの療育終了児に対しての相談日を設けている。 <u>令和5年度は、学校生活や家庭での過ごし方、今後の生活への不安など2件の相談があった。</u> 相談内容については、保護者の同意を得て必要に応じて関係機関へ情報提供し、途切れのない支援がされるように努めている。	19
④	療育研究会の実施	療育の検証を目的として、外部の専門家を招いて療育を行い、指導員及び利用者に対してより専門的な指導を受ける。	療育研究会は年2回以上実施する	・療育研究会（園内研）年3回実施。 ①6/22 個別療育→自主研究会 ②11/22 親子グループ療育→助言者：関正樹氏（大湫病院児童精神科医） ③2/17 個別療育→助言者：立間教諭（多治見市教育相談室）、長谷川氏（子ども支援課障害児巡回専門員） ・職員勉強会による研究会の検証と振り返り ・事例検討会 11/22午後 保育所等訪問支援事業利用児事例の研修	18	・療育研究会（園内研）年3回実施。 ①6/21 親子療育→自主研究会 ②10/31 個別療育→助言者：立間教諭（多治見市教育相談室）、長谷川氏（子ども支援課障害児巡回専門員） ③12/15 小集団療育→助言者：関正樹氏（大湫病院児童精神科医） ・職員勉強会による研究会の検証と振り返り ・職員勉強会 12/15午後	令和4年度より、新しい取り組みとして、新入職員を対象にスーパービジョンの手法を用いて自主研究会を行っている。職員間で親子療育の様子を見て、子どもの捉えや支援方法の見直し、今後できそうな支援について話し合うことで発達支援センターとして大切にしたい親子支援について共有した。個別療育の検証としては、多治見市教育委員会職員と子ども支援課の障害児巡回指導専門員にも講師をお願いし、通園児の園での支援の充実と先の支援についての具体的な見通しについて関係機関職員と共有できた。 <u>特に令和5年度は小集団療育の検証に力を入れ、子ども支援課やことばの教室の職員にも参加を呼び掛け、統合後の療育の方向性につながるような研究会を行うことができた。</u> 事前に職員勉強会やケース検討会で、ひまわりで行っている小集団療育について話し合いを重ね、当日も関係機関の職員と積極的な意見交換を行うことで、より良い支援の提供につながった。 また、療育の内容検証だけでなく、発達支援についての理解を深めるために、園内研究会の機会を捉えて、児童精神科医を講師とした職員勉強会を実施した。 <u>通常療育の提供を確保するため、園内研究会の日程や方法を見直し、職員の資質向上や支援の充実を図りながら利用者へも途切れのない療育が提供できるように努めた。</u>	18
⑤	保護者に対する研修会の実施			・講演会 12/18 保護者向け講演会（大湫病院 関正樹氏）参加者 28名	18	・講演会 12/17 保護者向け講演会（大湫病院 関正樹氏）参加者 32名	発達支援・保護者支援・地域子育て支援の一環として、保護者を含め広く関係者を対象とした講演会を実施し、保護者の学びの機会とするとともに子育てや発達支援に関する理解の促進を図った。 関医師の講演会については、保護者の気持ちに寄り添いながら発達への理解・成長の見通し等について保護者と職員が共に学ぶよい機会となっており、親の会の協力を得て毎年継続して実施している。保護者のニーズや通園児の状況に合わせて講師と打ち合わせを重ねて内容を見直しながら実施している。 <u>コロナ終息後の講演会実施であった為、感染症対策は行いつつも、託児の再開やより多くの参加の呼びかけを行い、コロナ禍以前と同様の規模で開催できた。</u>	18

（３） 自主事業の企画・運営・実施状況

項目		具体的な取組み	目標	令和4年度の実施状況	令和4年度 の評価 (20段階)	令和5年度の実施状況	令和5年度の取組み、成果、課題分析、評価	令和5年度 の評価 (20段階)
①	外部医師等による診察及び訓練の実施	園内たより等で受診希望者を募り、受診を打診	ニーズに応じた訓練や相談を提供する	・音楽療法 月1回実施 →コロナ禍で予定調整しながら実施。 ・教育委員会教諭による就学個別相談→9/9 ・子ども支援課職員による就園個別相談→9/29 ・心理士による個別相談→11/17	19	・音楽療法 月1回実施 ・子ども支援課職員による就園個別相談→9/25 ・教育委員会教諭による就学個別相談→10/20 ・心理士による個別相談→11/30	保護者の継続的なニーズとして音楽療法を毎月実施。毎年同じ講師を招き継続して指導していただいている。事前の打ち合わせを密に行い、子どもの発達や特性に応じて指導方法を工夫することで、子どもの育ちや変化を捉えることができ、保護者と一緒に子どもの成長を喜ぶことができている。音楽療法は、講師及び通園児の健康管理に注意し、感染症対策を十分に講じた上で実施し、多くの通園児が音楽療法を体験できるように配慮した。個別的な相談については、保護者のニーズを踏まえて内容を見直し、年長児保護者を対象に就学に関する個別相談、未満児保護者を対象に就園に対する個別相談、希望者を対象に心理士による子育て個別相談の機会を設けている。年長児の就学に関する個別相談では、就学先の決定後に実施することで、登下校や学習の進め方、休み時間の過ごし方など、より具体的な学校生活をイメージした上での保護者の個別の心配事に対応できた。子ども支援課職員や教育相談室担当教諭に丁寧に対応していただき、就学に向けての見通しや不安の軽減に繋がった。	19
②	療育サポート	一時預かりによる療育を実施	依頼があれば、できるだけ受け入れる	年間69人実施 緊急的なサポートとして実施	18	年間62人実施 緊急的なサポートとして実施	保護者や兄弟姉妹の都合で療育が途切れないことを目的としている。年度初めに周知し、有効利用を促した。特にコロナ禍ではサポート制度を利用しながら療育に継続して通ってくださる方も多く、保護者の状況に応じて制度の活用を促している。	18
③	弁当指導の実施	特に未就園児グループの親子に対して指導を実施	保護者に対して食について学ぶ機会を設けるとともに、食事についての適切な支援を行う	未就園児グループの親子に対し指導→中止 未就園児 週1回実施	18	未就園児グループの親子に対し指導→中止 未就園児 週1回実施	未就園児は、グループ療育の中で楽しく親子で食事をしながら咀嚼、姿勢、偏食について保護者と課題を共有し、スプーンや箸等道具の使い方の支援を実施していたが、外部業者への弁当注文による指導であったため、令和5年度も前年度に引続き感染症対策のため中止した。 <u>幼稚園や保育園との並行通園児に関しては、必要に応じて訪問支援事業などの機会に園での給食の様子を見に行くことで課題を把握し対応した。特に摂食に関しては専門職派遣事業など園のニーズも増えている。また、言語療法や作業療法の時間に感染症対策を講じたうえで、舌の動かし方、咀嚼や嚥下についての相談に個別対応した。</u>	18
④	なないろ広場	児童センターにおいて、集団参加しにくい等、緩やかな配慮が必要な親子を対象として親子での遊びの機会を提供する	療育指導員も協力し、児童センターの児童厚生員が中心となって、少人数で話しや活動がしやすい状況で子育て支援を行う	滝呂児童センター 月1回 →参加見合わせ	16	滝呂児童センター 月1回 →参加見合わせ	なないろひろばは、児童館との共催事業として連携して行っている。発達支援センター利用終了後、地域で親子をサポートしていく場としても充実を図っている。年度当初に児童センターの担当職員や保健センター職員と打ち合わせを行い、なないろひろばの目的や活動内容について共有した。子育てに緩やかな配慮や支援を求めている親子にとって参加しやすく、より多くの児童館・児童センターで実施し、各地域に支援を広げることが求められる事業と捉えている。令和5年度は、なないろひろばの開催日数や参加人数が少なく職員の参加を見合わせた。なないろひろばは地域における子育て支援の重要な場であると考えている。年度末に令和6年度の方角性などについて話し合いの場を持ち、今後も状況を見ながら参加できるよう調整している。	16
⑤	地域との連携	地域住民の方を巻き込んだおまつりの実施	発達支援センターを知ってもらうために、地域住民の方と交流できる機会を設ける	・上原公民館まつり→6/19 ・ひまわり夏まつり→7/6～19（グループや個別療育でお楽しみ療育として実施。地域との交流見合わせ） ・笠原ふくしまつり→中止 ・クリスマスリース作り→中止 ・クリスマス週間 12/13～17（グループや個別療育でお楽しみ療育として実施。地域との交流見合わせ） ・地域交流事業→中止 ・療育中のきょうだいの託児ボランティア→見合わせ ・地域の園芸福祉士による花壇や畑の整備	18	・上原公民館まつり→6/18 ・ひまわり夏まつり→7月2週目（グループや個別療育でお楽しみ療育として実施） ・笠原ふれあい福祉まつり→10/15 ・クリスマスお楽しみ会→12/16 ・ひまわり閉所式→3/8 ・療育中のきょうだいの託児ボランティア ・地域の園芸福祉士による花壇や畑の整備	令和5年度は、昨年度に引き続き地域の公民館まつりが開催されたため、プレスレットやストロー飛行機などの製作遊びのブースとして参加し、地域の方との交流を図った。また、4年ぶりに笠原ふれあい福祉まつりも開催されたため、親の会と協力して玉入れゲームのコーナーを出店した。 <u>コロナ終息後には、託児ボランティアも再開した。また、地域の園芸福祉士の方には時々花壇や畑の整備をお願いした。</u> 発達支援センターひまわりが閉所するにあたって、 <u>12月にクリスマスお楽しみ会として、卒園児親子を招いての観劇会を実施、また、3月の近隣住民や関係機関を招いての開所式にはバレーンリリースを行った。</u>	19
⑥	関係機関との連携	関係機関との会議や研修会への参加	関係機関と情報・知識の共有をする	・保健センターとの連携（1回/月、適宜） ・多治見市保育研究会支援児部会参加 5回/年、運営員会10回/年 ・教育委員会との保育園・幼稚園巡回訪問 6・7月 ・就学等支援委員会 6/28、9/8、10/17 ・通級指導教室研修会参加 4/11、7/29、8/22、10/6、3/14 ・研修講師派遣（通級研・保育研） ・子育て相談会 7/1、9/27 ・子育てネットワーク連絡協議会 9/30 2/6 ・岐阜県障害幼児研究会参加 ・東濃地区障害児指導方法研究会参加 ・放課後等デイサービスネットワーク会議に参加	19	・保健センターとの連携（1回/月、適宜） ・多治見市保育研究会支援児部会参加 5回/年、運営員会10回/年 ・教育委員会との保育園・幼稚園巡回訪問 6・7月 ・就学等支援委員会 6/30、9/8、10/13 ・通級指導教室研修会参加 4/11、7/28、8/21、11/2、3/11 ・研修講師派遣（通級研・保育研） ・子育て相談会 5/16、7/4、9/26 ・子育てネットワーク連絡協議会 9/8、2/19 ・岐阜県障害幼児研究会参加 ・東濃地区障害児指導方法研究会参加 ・放課後等デイサービスネットワーク会議に参加（12/5、2/5） ・医療的ケア児コーディネーター研修（1/29～31、2/13、2/14）	通園児の療育開始前から卒園まで関係機関と連携し、子どもに適切な支援ができるように情報共有に努めている。療育に繋がってからも、他機関と連携して支援する必要があるケースは増加傾向にある。特に保健センターとは通園児や保護者の様子の情報交換のためにミーティングの時間を月に1回設けていただいたり、継続して通園できない家庭には保健師の協力も得られるように情報を共有した。多治見市の保育研究会の支援児部会では、運営委員として部会の取りまとめに協力した。部会の中では、多治見市の幼稚園・保育園の子どもの支援方法について交流し、学び合う事を大切にしながら多治見市の支援が充実するよう努めている。また、通級指導教室研修会では、 <u>言語聴覚士が子どもの言葉の発達や構音障害についての講話を行った他、小学校の言語通級や発達通級の指導について指導方法等の交流研修を行い、情報の共有と知識・技術の向上に努めている。</u> 通園児の就学については、巡回訪問等の際に学びの場について一緒に考えたり、就学等支援委員会に参加したりするなど、途切れなく必要な支援がなされるように教育委員会と連携した。また、子育て支援においても市の主催する子育て相談会の相談員として協力したり、地域子育て支援ネットワーク連絡会議への参加を通して連携を図った。 発達支援に関する知識や技術を学ぶことで、職員の資質向上を図る為、県下の療育機関や東濃地区の療育施設の公開療育や研修会にもオンライン開催などの機会を含めて積極的に参加している。また、民間事業所の見学や、放課後等デイサービスネットワーク会議の中で講演の機会をいただいたり、交流の場を持ったりすることで、多治見市全体の支援の質の向上が図れるよう努めた。 <u>統合に向けては「医療的ケア児コーディネーター研修」を受講し、医療的ケア児の受け入れのための準備を進めた。</u>	19
⑦	専門職員の派遣事業	保育園・幼稚園へ作業療法士・言語聴覚士等を派遣して相談を行う	常勤で配置されている専門職員を活用した地域との連携	私立保育園に訪問相談（8/31、9/28）	19	私立保育園に訪問相談（10/11・3ケース）	現場での専門職に対する相談を受けることがあり、地域でのニーズがあるため計画した。子ども支援課と実施方法・日数・時間を検討し、園長会で相談・派遣の流れについての説明を行ったうえで実施した。発達支援センターなかよし・ひまわりでも専門職会議で、実施方法や支援についての具体的対応などの共有・確認して地域分担を行った。 令和5年度には3ケースの相談があり、園と相談の上訪問日を決めアドバイスを行った。助言内容は、その場で報告書を作成して園に渡している。	19